

- 注(1) 本様式に従って、報告書を作成すること。
- (2) 特別返品等包括輸出・役務取引許可証の写し(裏面も含む)を提出すること。
 - (3) 実績がない場合でも報告をおこなうこと。
 - (4) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とすること。
 - (5) 税関申告番号(貨物に内蔵されたプログラムの場合は当該貨物の輸出申告番号)の欄は、技術の提供以外の場合に記載すること。